奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第四十八号

奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七条第二項第二号中「第十六条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第四号中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第十九条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第二十二条　福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二　当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三　前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第四項を次のように改める。

４　福祉ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十六条を第十八条とする。

第十五条第二項中「福祉ホームは、」の下に「当該」を加え、「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該福祉ホームにおける感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二　当該福祉ホームにおける感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第十五条に次の一項を加える。

３　福祉ホームは、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十六条　福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十四条　福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4　福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第四項、第十八条第四項及び第二十二条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第十六条の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第十七条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。